

令和6年3月18日

寒川町指定介護保険事業所
管理者 各位

寒川町健康福祉部高齢介護課長

令和6年度介護報酬改定に伴う運営規程等の取扱い等について（通知）

日頃より本町介護保険行政にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、以下のとおり取扱いを整理しますので、お取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

1. 運営規程等の取扱いについて

令和6年度介護報酬改定に係る事項（利用料金を含む。）の変更に関し、本町への届出は不要といたします。ただし、その他の届出を要する事項に変更があった場合は、速やかに届け出てください。

2. 重要事項説明書及び契約書の取扱いについて

重要事項説明書及び契約書の内容を変更する場合には、改めて重要事項の説明を行い、同意を得ることが適切と考えられますが、利用者の保護及び事業者の事務負担の軽減の観点から、重要事項説明書及び契約書全ての取り交わしは不要とし、令和6年度介護報酬改定に係る利用者負担額等の変更について明示した書面等を用いて説明し、利用者等に十分に理解を得たうえで、同書面に利用者等の同意を得る方法も差し支えないことといたします。

3. 令和6年度介護報酬改定に伴う加算（減算）届の提出期限について

令和6年度介護報酬改定に係る加算（減算）届の提出に関し、令和6年4月算定開始の加算（減算）届の取扱いについては4月15日（月）を提出期限といたします。なお、様式の更新（本町HPへの掲載）は、4月1日（月）を予定しています。

4. 令和6年度介護報酬改定に関する質問について

介護報酬改定の質問については、原則、電子メールからの受付とさせていただきます。多くのお問い合わせが予想されるため、ご協力をお願いいたします。

また、本町ホームページ「令和6年度介護報酬改定について」（ページID：18158）順次、資料等を掲載してまいりますので、そちらもご確認いただくなど、併せてお願いいたします。

なお、質問の多い事項についてはホームページにまとめて回答を掲載する予定です。

以上

事務担当

寒川町高齢介護課介護保険担当

TEL 0467-74-1111 (内線 135)

E-MAIL kourei@town.samukawa.kanagawa.jp